

# 女性活躍推進法の施行状況について

平成29年6月6日  
内閣府・厚生労働省

# 女性活躍推進法の施行状況について(国・地方公共団体関係)

内閣府

## 1. 特定事業主行動計画の策定状況(平成29年6月1日現在)

女性活躍推進法に基づき、国及び地方公共団体は、事業主として女性職員の活躍に関する行動計画を策定する必要(義務)。

区分別	策定率
国(立法・行政・司法各機関)(49)	100%
都道府県(47)	100%
市町村(1,741)	100%

### 【参考】数値目標設定状況

各事業主は、状況把握・課題分析の結果、最も大きな課題と考えられるものから優先的に数値目標を設定。

#### 国の行政機関

女性職員の採用、登用、男性職員の育児休業取得、配偶者出産休暇・育児参加休暇取得の4項目について、全て数値目標を設定。

#### 都道府県

女性職員の登用関係 47団体

男性職員の育児休業取得関係 41団体

男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇取得関係 41団体

## 2. 特定事業主としての情報公表の状況(平成29年5月23日現在)

内閣府令で定める情報公表項目(13項目)(1)の中から、女性の職業選択に資するものとして適切と認めるものを1つ以上選択し、おおむね1年に1回以上、公表する必要(義務)。

### 【国における取組】

1. 「女性職員の採用割合」「各役職段階の職員の女性割合」「男女別の育児休業取得率」「男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率」の **4項目については全府省が公表。**
2. 上記4項目も含め、特定事業主が行動計画策定の際に**まず把握すべきとされている7項目すべて(2)について、4府省が公表。**

### 【参考】 内閣府令で定める情報公表項目(13項目)(1)

- (1) 女性職員の採用割合 (2) 継続勤務年数の男女差 (3) 超過勤務の状況(月平均時間)
- (4) 管理職の女性割合 (5) 各役職段階の職員の女性割合 (6) 男女別の育児休業取得率
- (7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率 (8) 採用試験の受験者の女性割合
- (9) 職員の女性割合 (10) 約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合
- (11) 超過勤務の状況(月平均時間)(職員のまとまり(派遣労働者を含む。)ごとに公表)
- (12) 年次休暇等の取得率 (13) 中途採用の男女別実績

(2) (1)から(7)までが、行動計画策定の際に、まず把握すべきとされている項目

# 女性活躍推進法の施行状況について(国・地方公共団体関係) (つづき)

## 【参考】 国の機関が特定事業主として情報公表している項目

	女性職員の採用割合	継続勤務年数の男女差 (月平均時間)	超過勤務の状況	管理職の女性割合	各役職段階の職員の女性割合	男女別の育児休業 取得率	男性職員の配偶者出産 休暇及び育児参加 のための休暇取得率	採用試験の受験者の女性割合	職員 の女性割合	約 十年 度前 に採 用し た職 員の 男 女別 継続 任用 割合	超 過勤 務の 状況 (月平 均時 間) (雇 用管 理区 分ご と)	年 次休 暇等 の取 得率	中 途採 用の 男女 別実 績
内閣官房									-	-	-	-	-
内閣法制局			-	-					-	-	-	-	-
人事院		-							-	-	-	-	-
内閣府									-	-	-	-	-
宮内庁		-	-						-	-	-	-	-
公正取引委員会		-	-	-					-	-	-	-	-
警察庁		-	-						-	-	-	-	-
個人情報保護委員会		-	-						-	-	-	-	-
金融庁		-	-						-	-	-	-	-
消費者庁		-	-						-	-	-	-	-
復興庁		-	-						-	-	-	-	-
総務省		-	-						-	-	-	-	-
法務省		-	-						-	-	-	-	-
外務省		-	-						-	-	-	-	-
財務省		-	-						-	-	-	-	-
文部科学省		-	-						-	-	-	-	-
厚生労働省		-	-						-	-	-	-	-
農林水産省		-	-						-	-	-	-	-
経済産業省		-	-						-	-	-	-	-
国土交通省		-	-						-	-	-	-	-
環境省		-	-						-	-	-	-	-
防衛省		-	-						-	-	-	-	-
会計検査院		-	-						-	-	-	-	-

- (備考) 1. 内閣府男女共同参画局「女性活躍推進法見える化サイト」(平成29年5月23日現在)の特定事業主行動計画・情報公表から内閣府男女共同参画局にて集計。  
 2. 総務省に公害等調整委員会, 消防庁を含む。法務省に公安審査委員会, 公安調査庁を含む。財務省に国税庁を含まない。文部科学省に文化庁, スポーツ庁を含む。農林水産省に林野庁, 水産庁を含まない。経済産業省に資源エネルギー庁, 特許庁, 中小企業庁を含む。国土交通省に観光庁, 気象庁, 運輸安全委員会, 海上保安庁を含む。環境省には原子力規制委員会を含まない。防衛省に防衛装備庁を含む。  
 3. 公表項目のうち、「継続勤務年数」は継続勤務年数又は離職率の男性又は女性の値を一つ以上公表している場合、「約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合」は、約10年度前に採用した職員の男性又は女性いずれかの継続任用割合を公表している場合、「各役職段階の職員の女性割合」は本庁係長相当職、本庁課長補佐相当職、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当の職員の女性割合のいずれか一つ以上を公表している場合、「中途採用の男女別実績」は男性又は女性の中途採用の実績値を一つ以上公表している場合を「公表あり」として集計。  
 4. 「採用試験の受験者の女性割合」については、人事院が一括して実施する国家公務員採用試験は対象外。  
 5. 赤の点線で囲んだ項目は、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」において、各府省等が策定し、公表する取組計画に盛り込むこととされている項目。青の点線で囲んだ項目は、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針において、特定事業主が把握を行う項目。

# 女性活躍推進法の施行状況について(国・地方公共団体関係) (つづき)

## 3. 都道府県、市町村における推進計画の策定状況

女性活躍推進法に基づき、都道府県及び市町村は、区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を策定するよう努める必要(努力義務)。

【都道府県推進計画】(平成29年6月1日現在)

策定済み	策定予定
	平成29年度中
45	2

【市町村推進計画】(平成29年5月23日現在)

策定済み	策定予定		未定等
	平成29年度中	平成30年度以降	
458	216	362	705

## 4. 公共調達における受注機会の増大の取組状況

女性活躍推進法及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(平成28年 3月22日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」に基づき、国の調達のうち、総合評価落札方式等によるものにおいて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(えるぼし認定企業等)を加点評価。

- 1 国の全機関(26機関)が、上記指針に基づく取組の実施スケジュールを公表し、平成28年度に取組を開始。
- 1 うち、平成29年度に、WTO対象事業を含め全面実施する機関は、19機関。
- 1 独立行政法人等については、平成29年度から原則全面実施することとし、全182機関が実施スケジュールを公表済み。

# 女性活躍推進法の施行状況について（民間事業主関係）

## 1．行動計画の策定状況（平成29年3月末日時点）

行動計画の策定・届出が義務となっている大企業（常時雇用する労働者301人以上の企業）について、行動計画の策定・届出率は、全国で**99.9%**。（義務対象企業数**15,847**社中、届出企業数は**15,824**社）  
（行動計画の策定・届出が努力義務となっている中小企業（常時雇用する労働者300人以下の企業）について、行動計画の策定の届出企業数は2,789社。）

## 2．女性の活躍状況が優良な企業の認定（えるぼし認定）の認定状況（平成29年3月末日時点）

女性の活躍状況が優良な企業の認定状況は、全国で**291**社。  
うち、3段階目は**196**社、2段階目は**94**社、1段階目は**1**社



## 3．女性活躍推進企業データベースの掲載状況（平成29年6月1日時点）

女性活躍推進法に基づく情報公表事項を掲載できる「女性の活躍推進企業データベース」へ女性の活躍状況を公表している企業数は**7,668**社。一般事業主行動計画を掲載している企業数は**8,819**社。

各企業において策定された一般事業主行動計画に基づく着実な取組や認定取得、情報公表が進むよう支援していく。また、努力義務である、中小企業においても、法に基づく取組がなされるよう支援していく。